

大阪教育大学学則（一部改正案）

第1章 大学

第1節 目的

（大学の目的）

第1条 大阪教育大学（以下「本学」という。）は、学芸の研究教授につとめ、高い学識と豊かな教養をもつ人材特に有為な教育者を育成することを目的とする。

第2節 構成

（学部）

第2条 本学に教育学部を置く。

2 教育学部に次の課程・学科を置く。

初等教育教員養成課程

学校教育教員養成課程

養護教諭養成課程

教育協働学科

3 教育学部，課程・学科の教育研究上の目的は，別に定める。

第3条 削除

第3節 定員

（定員）

第4条 各課程及び学科の定員は，次のとおりとする。

学部	課程又は学科	専攻	コース	入学定員	編入学定員	收容定員	
教育学部	初等教育教員養成課程	幼児教育専攻		15		60	
		小学校教育専攻	昼間コース	45		180	
			夜間コース (5年課程)	40	(3年次) 25	200 75	
	学校教育教員養成課程	特別支援教育専攻		420		1,680	
		小中教育専攻					
		中等教育専攻					
	養護教諭養成課程			30		120	
	小計				550	(3年次) 25	2,315
	教育協働学科	教育心理学専攻		350		1,400	
		健康安全科学専攻					

大阪教育大学学則（一部改正案） 変更事項を記載した書類

1. 変更の事由

令和3年4月1日付で、本学大学院教育学研究科に高度教育支援開発専攻を設置することに伴い、 所要の改正を行うものである。

2. 主な変更内容

条項	主な変更内容
第2章 大学院 第2節 構成 第34条 第3項 第6項	第3項 高度教育支援開発専攻を加え、健康科学専攻、総合基礎科学専攻、国際文化専攻、芸術文化専攻を削除。 第6項 「及び各専攻」を削除。
第3節 定員 第35条 第1項	入学定員及び収容定員に、高度教育支援開発専攻を加え、健康科学専攻、総合基礎科学専攻、国際文化専攻、芸術文化専攻を削除。
第7節 修了及び学位 第53条 第1項	高度教育支援開発専攻を加え、コース毎に修了の要件を規定。
附則	施行期日及び経過規定を定める。

大阪教育大学学則（一部改正案）新旧対照表

改正案	現行
<p>大阪教育大学学則</p> <p>第1条～第32条（略）</p> <p>第2章 大学院</p> <p>第1節 目的 (大学院の目的)</p> <p>第33条 大阪教育大学大学院（以下「大学院」という。）は、教育委員会や学校現場との密接な連携の下での教員養成や現職教員教育を通じて、教員志望学生や現職教員学生に学校現場での課題に即応できる実践的知識・技能を拡充させるための視点と方法を獲得させ、もって学校における高度な専門的能力及び優れた資質を有する専門職としての教員を養成するとともに学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野における理論と応用の研究能力を有する教育研究の推進者を養成することを目的とする。</p> <p>第2節 構成 (大学院)</p> <p>第34条 大学院に教育学研究科及び連合教職実践研究科（以下「連合研究科」という。）を置く。</p> <p>2 教育学研究科は、修士課程とし、連合研究科は、専門職学位課程とする。</p> <p>3 教育学研究科に、<u>高度教育支援開発専攻</u>を置く。</p>	<p>大阪教育大学学則</p> <p>第1条～第32条（略）</p> <p>第2章 大学院</p> <p>第1節 目的 (大学院の目的)</p> <p>第33条 大阪教育大学大学院（以下「大学院」という。）は、教育委員会や学校現場との密接な連携の下での教員養成や現職教員教育を通じて、教員志望学生や現職教員学生に学校現場での課題に即応できる実践的知識・技能を拡充させるための視点と方法を獲得させ、もって学校における高度な専門的能力及び優れた資質を有する専門職としての教員を養成するとともに学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野における理論と応用の研究能力を有する教育研究の推進者を養成することを目的とする。</p> <p>第2節 構成 (大学院)</p> <p>第34条 大学院に教育学研究科及び連合教職実践研究科（以下「連合研究科」という。）を置く。</p> <p>2 教育学研究科は、修士課程とし、連合研究科は、専門職学位課程とする。</p> <p>3 教育学研究科に、<u>次の専攻</u>を置く。 健康科学専攻（専ら夜間において教育を行う専攻）</p> <p><u>総合基礎科学専攻</u></p>

<p>国際文化専攻 芸術文化専攻</p> <p>4 連合研究科に、高度教職開発専攻を置く。</p> <p>5 連合研究科は、大阪教育大学、関西大学、近畿大学、近畿大学との間で締結された協定書に基づき設置するもので、本学を基幹とし、本学内に設置する。</p> <p>6 教育学研究科並びに<u>各専攻</u>並びに<u>連合研究科</u>の<u>教育学研究科</u>の目的は、別に定める。</p> <p style="text-align: center;">第3節 定員 (定員)</p> <p>第35条 <u>教育学研究科専攻別の定員</u>は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">専攻</th> <th style="text-align: center;">入学定員</th> <th style="text-align: center;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">健康科学専攻</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">42</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総合基礎科学専攻</td> <td style="text-align: center;">16</td> <td style="text-align: center;">32</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国際文化専攻</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">24</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">芸術文化専攻</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">24</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">61</td> <td style="text-align: center;">122</td> </tr> </tbody> </table>	専攻	入学定員	収容定員	健康科学専攻	21	42	総合基礎科学専攻	16	32	国際文化専攻	12	24	芸術文化専攻	12	24	計	61	122	<p>4 連合研究科に、高度教職開発専攻を置く。</p> <p>5 連合研究科は、大阪教育大学、関西大学、近畿大学との間で締結された協定書に基づき設置するもので、本学を基幹とし、本学内に設置する。</p> <p>6 教育学研究科並びに<u>連合研究科</u>の<u>教育学研究科</u>の目的は、別に定める。</p> <p style="text-align: center;">第3節 定員 (定員)</p> <p>第35条 <u>教育学研究科高度教育支援開発専攻の定員</u>は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">専攻</th> <th style="text-align: center;">入学定員</th> <th style="text-align: center;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">高度教育支援開発専攻</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第2項 (略)</p> <p>第36条～第52条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第7節 修了及び学位 (修了の要件)</p> <p>第53条 修了の要件は、<u>教育学研究科高度教育支援開発専攻</u>にあつては<u>心理・教育支援コース及び教育ファシリテーションコースは30単位以上を、国際協働教育コースは34単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び試験に合格することとする。</u></p>	専攻	入学定員	収容定員	高度教育支援開発専攻	50	100
専攻	入学定員	収容定員																							
健康科学専攻	21	42																							
総合基礎科学専攻	16	32																							
国際文化専攻	12	24																							
芸術文化専攻	12	24																							
計	61	122																							
専攻	入学定員	収容定員																							
高度教育支援開発専攻	50	100																							

た者については、第37条第1項の規定にかかわらず、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、大学院の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。
- 3 連合研究科にあっては46単位以上を修得することとする。

第54条～第81条 (略)

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前の入学者については、なお従前のおりとする。
- 3 教育学研究科健康科学専攻、総合基礎科学専攻、国際文化専攻、芸術文化専攻は、改正後の学則第34条第3項の規程にかかわらず、令和3年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 4 教育学研究科健康科学専攻、総合基礎科学専攻、国際文化専攻、芸術文化専攻の収容定員は、改正後の学則第35条の規程にかかわらず、令和3年度の間にあつては、次の表のとおりとする。

専 攻	収容定員
健康科学専攻	21
総合基礎科学専攻	16
国際文化専攻	12
芸術文化専攻	12

- 5 教育学研究科高度教育支援開発専攻の収容定員は、改正後の学則第35条

- 2 前項の場合において、大学院の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。

- 3 連合研究科にあっては46単位以上を修得することとする。

第54条～第81条 (略)

の規程にかかわらず，令和3年度の間には，50名とする。

大阪教育大学大学院教育学研究科委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大阪教育大学基本規則第20条第2項第1号に規定する教育学研究科委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、教育学研究科長及び教育学研究科担当の専任教員で組織する。

(任務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、学長の求めに応じ教育研究に関する事項について意見を述べることができる。

- (1) 教育学研究科の教学に関する事項
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関する事項
- (3) その他教育学研究科に関する事項

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、教育学研究科長をもって充てる。

(議長)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 前項のほか、委員の5分の1以上の連署をもって教育学研究科長あてに請求があったときは、教育学研究科長は30日以内に委員会を招集しなければならない。

(議案の提出)

第6条 委員会への議案の提出者は、教育学研究科長とする。

2 前項のほか、委員の5分の1以上の連署をもって、又は第10条の教育学研究科運営委員会は、議案を提出することができる。

(定足数)

第7条 委員会は、休職者、休暇中の者、公務出張中の者及び研修旅行中の者を除き、委員の5分の3以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

(議事)

第8条 委員会の議事は、他に特別の定めのある場合を除き、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決する。

(意見聴取)

第9条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

第10条 委員会に運営委員会を置き、本規程第3条並びに学則第45条及び第54条の事項につきその審議等を委任することができる。

(事務)

第11条 委員会に関する事務は、関係部課等の協力を得て総務部総務課が処理する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。